

総長法律顧問に関する申合せ

令和5年6月29日

総長 裁定

第1 本学の業務に関して、総長が法的な見地から助言及び支援を求めため、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される法務本部に総長法律顧問を置くことができる。

第2 総長法律顧問は、総長が指名し、役員会に報告するものとする。

第3 総長法律顧問を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。

第4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

附 則

この申合せは、令和5年7月1日から実施する。